



自転車の飲酒運転



令和6年11月に改正道路交通法が施行され、自転車の酒気帯び運転について罰則が整備されました。

令和6年11月から令和7年5月末までの間に県内では、自転車の酒気帯び運転で**104**件もの検挙がありました。

自転車も車両です。お酒を飲んだ運転は絶対にやめましょう。

～アルコールが身体に与える影響～

体内にアルコールがあると

自転車運転操作等への影響

- ・運動をつかさどる神経が麻痺する
- ・体の平衡感覚が乱れる
- ・動体視力が落ち、視野が狭くなる
- ・判断力が低下する 等

- ・ハンドル操作を誤る
- ・ブレーキが遅れる
- ・歩行者や車を見落とす、発見が遅れる
- ・信号を見落とす
- ・転倒や速度超過 等



罰則

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・自転車の酒気帯び運転 | 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 |
| ・自転車の提供 | 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 |
| ・酒類の提供者・同乗者 | 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 |

自転車運転者講習制度

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った場合、自転車の運転に関する講習の受講を公安委員会から命じられます。

※ **危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止等、酒気帯び運転等、携帯電話使用等、制動装置不良 等

